

大阪地方最低賃金審議会総会

第327回本審議会議事録

1 日 時

平成30年8月3日（金） 15時00分～15時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、横田委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

井上労働局長、小島労働基準部長、安富賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、那須専門監督官、寺戸最低賃金係長、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定について

（2）その他

(開会 15時00分)

佐渡主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第327回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名、合計17名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、使用者を代表する古谷委員におかれましては、所用のためご欠席でございます。

本年7月31日付で大阪労働局長の異動がございました。井上局長からご挨拶を申し上げます。

井上労働局長

7月31日付で大阪労働局長に着任いたしました井上と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

皆様方には日頃より労働行政の推進にご尽力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

また、大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会にご協力いただき、誠にありがとうございます。

貴審議会におかれましては、自主性発揮等の観点から、効率的な審議に尽力され、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分勘案した上で改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査・審議を行っていただいていると伺っているところでございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

佐渡主任賃金指導官

それでは、審議に移らせていただきます。

会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、こんにちは。

それでは、審議に移らせていただきます。

議事(1)大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

本年度は、大阪府最低賃金専門部会において、賃金に関する実態調査など統計資料のほか、意見書、総会における意見聴取並びにクリーニング業に対する事業場実地視察も踏まえ、5回の審議を重ねてまいりました。

その結果を事務局よりご説明をお願いいたします。

安富賃金課長

それでは、事務局より、大阪府最低賃金の改正決定につきましてご報告をさせていただきます。

既にご承知いただいているかと存じますが、昨日、大阪府最低賃金専門部会の終了後、大阪地方最低賃金審議会会長から大阪労働局長へ答申をいただいたところでございます。丁寧なご審議をいただき、感謝申し上げます。

答申につきましては、本日、資料3ページに写しを添付しております。

それでは、資料1ページの資料1、大阪府最低賃金の改定決定に関する報告書をご覧くださいませでしょうか。

大阪府最低賃金専門部会では、特に女性労働者及びパート労働者の賃金水準の引き上げに配慮の上、全会一致で次の結論に至り、同日、答申を行っていただきました。

- 1、適用する地域、大阪府の区域内。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間936円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、平成30年10月1日。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項の規定によりまして、専門部会において全会一致で議決された場合は専門部会の決議をもって審議会の決議とすることにつきまして、第325回大阪地方最低賃金審議会におきまして了解事項として議決をされていることを申し添えます。

また、今回の答申に当たりましては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省を初めとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取り組みを踏まえて、省庁及び関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取り組み状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告することを要望することが付記されております。

事務局からの説明は以上でございます。

服部会長

ご説明ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があったとおりですが、これにつきましてご質問等ございましたら皆様よりお願いをいたします。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、ご質問がないようでございますので、先に進ませていただきますが、先ほどの報告をいただきましたとおり、本年度地域別最低賃金の改正につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づいて、最低賃金審議会令第

6条第5項の規定により、本日の資料1、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議をもって、当審議会としての答申が既に行われていることを報告いたします。

以上でございます。

井上労働局長

大阪府最低賃金につきまして答申をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、7月4日に諮問を申し上げて以来、改定審議にご尽力いただきまして、全会一致で答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を尊重し、異議申し出に係る公示及び官報公示等、所定の手続を進めてまいりますとともに、発効後におきましては、改正された最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申に併せて要望いただきました事項につきましても、中小企業・小規模事業者の支援措置につきましては、委員の皆様のご意見を受け、関係省庁とも調整の上、適切に対応して参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

服部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして大阪府最低賃金の今後の手続について事務局よりご説明をお願いいたします。

佐渡主任賃金指導官

大阪府最低賃金の今後の手続についてご説明申し上げます。

昨日8月2日付で審議会の答申の要旨及び異議の申し出についての公示をいたしました。

異議申し出の締切日は8月17日金曜日となり、異議申し出がございますと、8月21日火曜日に開催予定の第328回総会におきまして、異議申し出について諮問いたしまして、ご審議をお願いすることとなります。

事務局からは以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、ただいまのご説明のとおり、今後進めて参ることとなります。

続きまして、議事(2)その他に入ります。

事務局から何かございますでしょうか。

佐渡主任賃金指導官

前回の総会以降に大阪府最低賃金の改正決定に係る要請のあったものについてご紹介をいたします。

本日の配付資料の5ページ以降の資料3、こちらは7月23日に開催されました第326回総会以降に提出されました最低賃金に係る各団体からの要請書でございます。この要請書の原本は全て公益委員のお席の後ろに置いてございます。

では、5ページの資料3-1、そして7ページの資料3-2、こちらは、第325回総会及び第326回総会で、「全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請」といたしまして全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取り扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続きまして、7月31日付で同様の内容で新たに5団体と397筆の個人署名が提出されたものでございます。

次に、9ページの資料3-3、こちらは、大阪弁護士会から大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」といたしまして要請があったものでございます。

本年度の地域別最低賃金改定の目安については、7月26日に中央最低賃金審議会が厚生労働大臣に対しまして公益委員見解として提示された。これによると大阪府の場合は現在の909円から936円となるが、仮に最低賃金を936円としても、1日8時間、年間約2,080時間稼働して得られる年収は194万円程度で、いわゆるワーキングプアの指標となる年収200万円を依然として下回っている。

また、現在のペースでしか最低賃金額の引き上げを行わないならば、2020年までに最低賃金の全国平均1,000円達成を到達することは不可能であるし、日本の最低賃金額は先進諸外国と比較しても低いため、先進諸国との差は縮まらないどころか、現状より一層広まるおそれも否定できない状況である。

以上により、最低賃金額の大幅な引き上げは喫緊の課題であることから、中央最低賃金審議会答申で提示された公益委員見解による目安に縛られず、大阪府最低賃金額を大幅に引き上げるべき、との要請でございます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

要請書については、後ろにあるということで、ご参照いただければと存じます。

それでは最後に、労働者を代表する委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、使用者を代表する委員、何かございますでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

事務局から何か追加がございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いしたいと存じます。

次回の総会は、異議申し出がございますれば、8月21日火曜日午前10時から開催することといたします。

各委員の皆様におかれましては、本日、大変暑い中、ご苦労さまでございました。

それでは、これもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでございました。

(閉会 15時15分)